

9 サービス付き高齢者向け住宅が所在する市町村の保険財政の安定化について

平成23年4月に高齢者の居住の安定確保に関する法律が改正され、新たに創設された見守り等のサービスを受けながら高齢者が暮らすことのできる「サービス付き高齢者向け住宅」については、一定の要件を満たすものを除き、介護保険等の住所地特例の対象外とされている。

しかし、このサービス付き高齢者向け住宅には、介護を要する高齢者が多く入居することが想定されることから、当該住宅所在地の市町村が入居者の介護や医療の費用を負担することとなり、その保険財政に大きな影響を与えることとなる。

このため、新たに創設される「サービス付き高齢者向け住宅」の所在する市町村の保険財政の安定化が図られるよう、適切な措置を講じられたい。